

フランスにおけるセクト対策と信教の自由

——セクト対策の10年間を振り返って——

小 泉 洋 一

序

昨年2005年はフランスでは宗教法に関して記念すべき年であった。というのも2005年は政教分離法制定（1905年）百周年だったからである。それよりはるかに目立たず、指摘されることも少ないが、昨年⁽¹⁾はもう一つの区切りでもあった。それは「セクト対策」10周年ということである⁽²⁾。

信教の自由および政教分離を憲法原則とするフランスにおいて、セクト対策が本格的に始められたのは1995年⁽³⁾である。それ以降今日に至るまで、フランスではセクト対策が講じられてきた。しかも、それは、信教

(1) 1990年代から2001年頃までセクトに関する問題がフランスで大いに論議され、メディアでも大々的に取り上げられてきたが、その後それはあまり注目されなくなった。この理由として、フランスでセクト対策が進み、セクト集団が以前により慎重に活動しているためだとも言われる。La lutte contre les sectes se fait plus discrète, *La croix*, 14 mars 2005. なお、「セクト」というのはわが国で「カルト」または「カルト宗教」と呼ばれているものに等しい。ただその正確な定義は難しいとされている。

(2) 本稿が詳しく述べるように、フランスでは2002年以降「セクト対策」というよりは「セクト的逸脱行為対策」という表現が一般的になっているが、本稿では後者も含め一般に「セクト対策」という表現を用いることを断っておく。

(3) もっとも、「人民寺院」の南米ガイアナでの集団自殺（1978年）などセクトの

論 説

の自由が十分に保障されている国のなかでは、おそらくもっとも強力なセクト対策と言えるものである。だが、その対策が1995年から2005年まで順調に進められてきたとは言い難い。むしろ、その間にはセクト対策が少なくとも部分的には変更されることがあったように思われる。では、セクト対策はどう展開し、どう変更、修正されたのだろうか。また、その理由は何なのか。それをとくに信教の自由の観点からどう評価すべきか。さらに、われわれはフランスにおけるセクト対策の10年間から何を学ぶべきだろうか。

こうした問いに迫るのが本稿の課題である。私は今のところセクト対策が2002年を境に修正されたとみている。そこで以下、1995年から2002年までの間と2002年以降とに分け、セクト対策がどう展開されてきたかを振り返ったうえで、若干の考察を加えたい。

第1節 関係省セクト対策本部（ミルス）改組まで （1995年-2002年）

1 議会におけるセクト対策

(1)セクト調査と対策提言

セクトの調査を初めとしてセクト対策の先導役を担ったのは議会である。後述するセクト規制法の制定過程において典型的に現れたように、政府はせいぜいのところ議会の作業を枠づけるにとどまったとさえ言える。議会がイニシアティブをとり行政がそれを引き継ぐ⁽⁴⁾のは、行政権優

衝撃の事件を契機として、フランス政府は1980年代初めからセクトの調査を始めていた。セクトに関する報告書として著名なヴィヴィアン報告書（1983年提出、1985年公表）などがその時期に行われた調査の成果である。だが1995年までヴィヴィアン報告書はほとんど無視されていた。ヴィヴィアン報告書に関して参照、宮本孝正「フランスと宗教団体とセクト問題」外国の立法201号（特集「宗教団体とカルト対策」、1997年）54-55頁、88-94頁、大石眞『憲法と宗教団体』（有斐閣、1996年）201-205頁。

位の傾向が強い第五共和制憲法の下ではまれなだけに、セクト問題に対する議会の積極性は際だっている。

議会におけるセクト対策は、国民議会における1995年7月のセクト調査委員会の設置に始まった。この動きは、アメリカにおけるブランチ・デビディアンと警察との銃撃戦のすえ信者が焼死した事件（1993年）⁽⁵⁾、スイスとカナダにおける「太陽寺院」の集団自殺（1994年）さらにはオウム真理教の地下鉄サリン事件（1995年）を背景とした。同委員会は1995年12月にギュイヤール報告書と呼ばれる議会報告書を国民議会に提出し、1996年1月に公表した。⁽⁶⁾

同報告書は、セクトの定義が困難であることを認めながらも、セクトであるかどうかを判断する10の指標を明らかにした。⁽⁷⁾ それに基づき170を超えるセクト団体のリストが報告書に掲げられた。⁽⁸⁾ このリストは、名指しされた団体から後述のように激しい反発を受けるとともに、多方面からの批判を招いた。だが、行政機関はこのリストを参照してセクト対策を進めていくことになった。この結果、後述のように、市町村長がリス

(4) ただし、公立学校内におけるイスラムのスカーフなど宗教的標章の着用を規制した宗教的標章法の制定に関して、同じ現象が2003年から翌年にかけて見られたのは興味深い。宗教的標章法に関して参照、小泉洋一『政教分離の法——フランスにおけるライシテと法律・憲法・条約』（法律文化社、2005年）76-91頁。

(5) 森孝一『宗教からよむ「アメリカ」』（講談社、1996年）163頁以下。

(6) *Les sectes en France, Rapport fait au nom de la Commission d'enquête sur les sectes, Assemblée nationale, n° 2468, 1996.* 参照、外国の立法・前掲注(3)95-116頁。

(7) 指標は次のとおりである。精神的不安定化、法外な金銭要求、元的生活環境からの引き離し、身体への加害、子どもの加入強制、反社会的な言説、公序侵害、裁判沙汰の多さ、通常の経済流通経路からの逸脱、公権力への浸透の企て。*Les sectes en France*, p. 13. なお、この指標の中にはセクトを特徴づけるのに適切でないものやあいまいなものがあるという批判がある。Jean-Marie Woehrling, *Une définition juridique des sectes*, in *Les «sectes» et le droit en France*, PUF, 1999, pp. 83-84.

(8) *Les sectes en France, supra, note 6, pp. 21-25.*

トに挙げられた団体による礼拝所建設等を現行法の無理な適用により阻止しようとするような弊害も生むことになる。裁判所においても、訴訟で問題となっている集団の性格を判断する文脈でこのリストが判決理由で参照されることがあった。⁽⁹⁾

さらにグイヤール報告書はいくつかの重要なセクト対策を提言した。その骨子は、セクト調査の体制づくり、セクトに関する情報提供、現行法の厳正な適用、法的措置の整備およびセクト被害者への支援である。こうした提言は、報告書提出直後に、二度目の「太陽寺院」信者集団自殺がフランスで起こっただけに、セクトの危険性に衝撃を受けた世論の強い注目を集めた。このため、世論の後押しを受け、報告書の提言は迅速に実施されるようになった。

議会は調査と政策提言をその後も続けた。1998年にはセクト団体の財務と経済活動を調査する委員会が設置された。この委員会は翌年6月に「セクトと金」という議会報告書（いわゆるブラール報告書）を提出、公表した。⁽¹²⁾ ブラール報告書は前報告書におけるセクトのリストに5団体⁽¹³⁾を加えるとともに、セクトの経済活動への対策として30件の提案を行った。⁽¹⁴⁾

(9) Cass., civ., 25 juin 1998, n° de pourvoi, 96-22058.

(10) 1995年12月にヴェルコール山塊で太陽寺院信者16人が集団自殺しているのが発見された。太陽寺院の集団自殺には、前年のものも含め「虐殺」とみる見方がある。参照、辻由美『カルト教団太陽寺院事件』（みすず書房、1998）。

(11) 委員会報告者でモントルイユ市長でもあるジャン＝ピエール・ブラール（Jean-Pierre Brard）は、1995年の調査委員会の副委員長で、その後セクト関係省監視室からミヴィルデスまでその構成員であり、この10年間、常にセクト対策の中心的役割を果たしてきた数少ない共産党代議士である。

(12) *Les sectes et l'argent*, Rapport au nom de la Commission d'enquête sur la situation financière, patrimoniale et fiscale des sectes, ainsi que sur leurs activités économiques et leurs relations avec les milieux économiques et financiers, Assemblée nationale, n° 1687, 1999.

(13) *Ibid.*, p. 20.

(2)法律制定

議会はセクト対策のため現行法の欠缺を埋める諸法律を制定した。これはセクト問題に関心の高い議員が多く法律案を提出した成果でもあった。⁽¹⁵⁾この点でもセクト対策における議会の主導性をみることができる。

セクト対策の一環で制定された法律としては、後述のセクト規制法が有名であるが、その他にも義務教育監督強化法などがある。後者は、セクト規制法の提案者でもある上院（元老院）議員ニコラ・アブー（Nicolas About）らにより提出された法案に基づき制定された法律であり、「就学義務の監督を強化する1998年12月18日の法律」⁽¹⁶⁾をその正式名称とする。同法の目的はセクト施設内にいる子どもなどに教育を受ける権利を保障することにあった。同法の結果、子どもに十分な教育を受けさせていないセクトの教育施設の代表および親は処罰され、さらに問題の施設の閉鎖も命じられるようになった（教育法典L 131-5条—L 131-11条、刑法典⁽¹⁷⁾227-17-1条—227-17-2条）。

2 セクト関係省組織の設置

(1)セクト関係省組織

ギュイヤール報告書の提案に沿い、セクトに関係する省の連絡組織が内閣総理大臣の下に設置された。こうしたセクト関係省組織が、議会を引き継ぎ、セクト問題の調査のみならずセクト対策全般の調整・提案・

(14) *Ibid.*, pp. 255-258. 小泉「フランスにおけるセクトと公法」甲南法学40巻3・4号（2000年）185頁も参照。

(15) Cf., Nicolas Guillet, *Liberté de religion et mouvements à caractère sectaire*, L.G.D.J., 2003, p. 494.

(16) Loi n° 98-1165 du 18 décembre 1998 tendant à renforcer le contrôle de l'obligation scolaire, *Journal officiel de la République française*, 1998, p. 19348. Décret n° 96-387 du 9 mai 1996 portant création d'un observatoire interministériel sur les sectes, *Journal officiel de la République française*, 1996, p. 7080.

(17) 参照、小泉・前掲注(14)190-191頁。

推進を担った。⁽¹⁸⁾ 今日まで設置された組織は3つを数えるが、以下では2002年までの次の2つをみることにしよう。⁽¹⁹⁾

(2)セクト関係省監視室

セクト関係省監視室 (Observatoire interministériel sur les sectes) (以下、「監視室」と言う) 1996年5月9日のデクレにより設置された。⁽²⁰⁾ その構成員は、内閣総理大臣またはそれに代わる大臣である主宰者 (デクレ4条)、任期3年の総括報告者 (同5条) のほか、総理大臣によりその任にふさわしい人物として任命された者および関係閣僚の代理である (同6条)。総理大臣により任命されたのは、セクト問題に詳しい議員およびセクト問題に取り組む民間団体関係者だけの12名であった。また、監視室の事務は、セクト現象の分析とセクト対策の提案等に限られた (同2条)。独自の事務局はもたず、事務は内務省により掌られた (同7条)。このように組織は小さく事務も少なく、監視室には活発な活動を期待できなかった。⁽²¹⁾ 事実、監視室は1997年の年次報告書を提出しただけ終わった。

(3)関係省セクト対策本部 (ミルス)

1998年10月7日のデクレにより、監視室に替え、「ミルス」(MILS) という略称で知られた関係省セクト対策本部 (Mission interministérielle de la lutte contre les sectes) が設置された。ミルスは活動的な組織となる

(18) このような関係する省の横断的組織は、麻薬中毒関係省対策本部 (Mission interministérielle de lutte contre la drogue et la toxicomanie) のようにセクト対策以外の領域にも存在する。

(19) 以下、参照、小泉・前掲注(14)186-187頁。

(20) Décret n° 96-387 du 9 mai 1996 portant création d'un observatoire interministériel sur les sectes, *Journal officiel de la République française*, 1996, p. 7080. なお、デクレは行政立法の一形式である。

(21) Observatoire interministériel sur les sectes, *Rapport annuel 1997, 1998, La documentation française*.

(22) Décret n° 98-890 du 7 octobre 1998 instituant une mission interministérielle de lutte contre les sectes, *Journal officiel de la République française*, 1998, p. 15286.

ように構想され、⁽²³⁾ 事実、その組織は格段に拡充された。まずミルスは独自の事務局を備えた。事務局には本部長を補佐する事務局長とともにその下で働く数名の官吏が配属された。⁽²⁴⁾ とくに事務局長は本部長を補佐するものとして（デクレ2条）、後述のミヴィルデスと同様に司法官が事務局長に任命されている。さらにミルスは、任期5年の本部長、方針決定評議会（conseil d'orientation）および作業グループ（groupe opérationnel）から組織された。

本部長には、同年11月23日のデクレに基づき、⁽²⁵⁾ 元代議士アラン・ヴィヴィアン（Alain Vivian）⁽²⁶⁾ が任命された。彼は2002年6月までその地位にとどまった。方針決定評議会は能力と経験により任命された委員により構成され、本部の活動計画の策定において長を助けるものとされた（同4条）。委員数は発足当初19名であったが2001年に21名に増員された。⁽²⁷⁾ 任命された者には、議員、民間団体代表のほか、子どもの保護・教育関係者、少数のセクト研究者も含まれた。また、作業グループは関係省部局の代表で構成され、情報交換およびセクト対策の調整を行った（同5条）。

(23) Guillet, *supra*, note 15, pp. 557-8

(24) 事務局員には2000年に6名が任命され（Arrêté du 17 janvier 2000 portant nomination à la mission interministérielle de lutte contre les sectes, *Journal officiel de la République française*, 2000, p. 940）、2001年にさらに3名増員された（Arrêté du 27 mars 2001 portant nomination à la mission interministérielle de lutte contre les sectes, *Journal officiel de la République française*, 2001, p. 4776）。

(25) Décret du 23 novembre 1998 portant nomination du président de la Mission interministérielle de lutte contre les sectes, *Journal officiel de la République française*, 1998, p. 17731.

(26) ヴィヴィアンはヴィヴィアン報告書（前掲注（3）参照）の執筆者として有名である。彼は、ミルス本部長に就任する前には、有力な民間反セクト団体の一つである「ロジェ・イコール・センター」（Centre Roger Ikor）会長であった。

(27) Arrêté du 5 février 2001 portant nomination au conseil d'orientation de la mission interministérielle de la lutte contre les sectes, *Journal officiel de la République française*, 2001, p. 2088.

論 説

ミルスの事務も増えた。前身の監視室にはなかった次の事項もミルスの事務とされたからである。公務員研修、セクトの危険行為に対する防止措置をとることについての関係機関への働きかけ、公衆へのセクトに関する情報提供、セクト対策に関する国際的な活動への参加（同1条）。

ミルスは2002年11月まで存続し、それまで1999年から2001年まで3回の年次報告書を提出、公表した。これらの報告書において、セクトとみなされる特定団体またはセクトに関する特定領域の問題をミルスが分析してきたことが分かる。1999年報告書が太陽寺院とサイエントロジーを詳しく記述したのはそれを示す⁽²⁸⁾。同様に、2000年報告書では、シュタイナー教育で有名なルドルフ・シュタイナー（Rudolf Steiner）により唱えられた「人智学」の運動が取り扱われた⁽²⁹⁾。また2001年報告書では、保健・衛生・医療領域におけるセクト問題——ここでも関係する特定団体が扱われた⁽³⁰⁾——が検討された。

3 行政機関におけるセクト対策

(1) 犯罪捜査・起訴

セクト関係省組織以外の行政機関において具体的なセクト対策が講じられてきた。ここでは各省によるセクト対策の取り組みをみると、まず⁽³¹⁾司法省によるセクト集団により犯罪行為に対する捜査・起訴の促進が注目される⁽³²⁾。司法大臣は、1996年2月29日と1998年12月1日の2つの通達⁽³³⁾

(28) MILS, *Rapport 1999*, La documentation française, 2000, pp. 56-63. ミルスの報告書はミヴィルデスのウェブサイト (<http://miviludes.gouv.fr>) などで閲覧できる。

(29) MILS, *Rapport 2000*, La documentation française, 2001, pp. 53-69. 後掲注(59)参照。

(30) MILS, *Rapport 2001*, La documentation française, 2002, pp. 90-105.

(31) 各省で行われるセクト対策につき参照、小泉・前掲注(14)188-194頁。

(32) 小泉・前掲注(14)188-189頁。

(33) Circulaire du 29 février 1996 relative à la lutte contre les atteintes aux person-

により検察官等に主として次の2つのことを要請した。①セクト被害者による告訴の内容が現行法のもとで犯罪を構成しないかどうかの入念な検討。②セクト対策に取り組む他の公的部門および民間団体との情報交換。

なお、両通達はいずれも「セクト性を有する団体の枠組みで犯される身体および財産の侵害への対策に関する通達」という表題を持つ。とくに1996年通達はギユイヤール報告書の関係する箇所をそのまま通達としたものにほかならない。これは、1996年通達の「付属文書」が「セクト的と性格づけられうる運動体」として、セクトのリストを掲げたギユイヤール報告書の関連ページを挙げていたという事実において、とくに明確であった。

(2)他のセクト対策

このほか各省によるセクト対策は、主として公序・権利侵害の予防措置としての性格をもつ。それは大きく分けて次の3つである。⁽³⁵⁾

(a)警戒 セクト団体の行う公序侵害への監視によりセクト集団の調査・分析を行うのは、内務省とくに国家警察の下に置かれた中央総合情報局 (Direction centrale des Renseignements généraux) である。この機関の調査がギユイヤール報告におけるセクトのリストの基礎となった。セクトへの警戒の措置は、ほかに現行法に触れる活動を行う団体に対す

nes et aux biens commises dans le cadre des mouvements à caractère sectaire, NOR: JUSD9630018C, *Journal officiel de la République française*, 1996, p. 3409. Cf., Alain Gray, Aperçu rapide sur la circulaire du 29 novembre 1996 relative aux «mouvements à caractère sectaire», *J.C.P. (Semaine juridique E.G.)*, 10 avril 1996, n° 15, actualités.

(34) Circulaire du 1^{er} décembre 1998 relative à la lutte contre les atteintes aux personnes et aux biens commises dans le cadre des mouvements à caractère sectaires, NOR: JUSD9830145C, Cité par Georges Fenech, *Face aux sectes: Politique, justice, Etat*, PUF, 1999, p. 184.

(35) Guillet, *supra*, note 15, pp. 534-539.

る利益付与を拒否する処分などにおいて見られる。また、前述の司法省の取り組みも警戒とみることもできる。

(b)広報活動 これはセクトの危険性に関する公衆への啓発活動を意味し、予防措置の重要な要素である。広報活動の具体的取り組みとしては、青年スポーツ省が青年を対象にセクトの危険性を啓発するパンフレットを作成したことが挙げられる。また、学校教育も子どもにセクト現象を教える重要な機会となっている。

(c)公務員研修 司法省、国民教育省、青年スポーツ省など関係各省が、セクト集団と信者に接触することの多い公務員にセクト対策の研修を行う。その研修の体制も整備されている。

4 セクト規制法

(1)セクト規制法の制定

議会在自らのイニシアティブの下に、事実上、セクトを規制対象とする法律を制定した。その正式名称は「人権および基本的自由を侵害するセクト的団体 (mouvements sectaires) の防止および取締を強化する2001年6月12日の法律」⁽³⁶⁾ (以下、「セクト規制法」と言う) である。確かに法律名では「セクト」という語——ただし「セクト」という名詞ではなく「セクト的」という形容詞が用いられている——がある。実際、その法律はしばしば「反セクト法」(loi anti-sectes) と呼ばれてきた。

セクト規制法は、1999年11月20日に上院議員アブーにより提出された法律案がもとになった。⁽³⁷⁾ これは一定の犯罪で繰り返し有罪とされた団体

(36) La Loi n° 2001-504 du 12 juin 2001 tendant à renforcer la prévention et la répression des mouvements sectaires portant atteinte aux droits de l'homme et aux libertés fondamentales, *Journal officiel de la République française*, 2001, p. 9337.

(37) セクト規制法の詳細につき参照、中島宏「フランス公法と反セクト法」一橋法学1巻3号(2002年)948-969頁、中島「フランスのセクト規制法——敵対か? 受容か? ——」宗教法23号(2004年)31頁以下、小泉・前掲注(4)68-76頁。

を簡易な手続きで解散させることを目的とした法律案であって、セクトという語を一切含んでいなかった。下院審議において、アブー法案は、下院（国民議会）議員カテリーヌ・ピカール（Catherine Picard）提出の法律案と合わせられることにより——このためセクト規制法はアブー＝ピカール法とも呼ばれる——、大幅な修正を受けた。

この過程で、団体構成員に「重大な損害を与えうる作為または不作為に導くため、重大かつ反復した圧力を加え、またはその者の判断力を歪めうる技術を使用すること」を犯罪とする精神操作（*manipulation mentale*）罪の規定も、法律案に盛り込まれた。精神操作罪がヨーロッパ人権条約に違反することをおそれた政府は、その規定案に難色を示した。その結果、刑法典にすでにある「未成年者・弱者に対する罪」に倣い、精神操作罪を「無知・脆弱性不法利用（*Abus frauduleux de l'état d'ignorance ou de la situation de faiblesse*）罪」（後述）に修正したうえで、セクト規制法が制定された。

(2) 主要な内容

セクト規制法のもっとも主要な内容は、次の二点である。

(a) **セクト的団体の解散** これは次の規定に定められている。「法的形態または目的のいかんを問わず、活動に参加する者の心理的または身体的服従（*sujétion*）状態を作り出し、維持し、利用しようとする目的または効果を有する活動を続けるあらゆる法人は、〔法律の定める一定の〕犯罪のいずれかについての刑事上の確定した有罪が、法人そのもの、あるいは法人の法律上または事実上の幹部に対し、複数回宣告されたときは、本条の定める手続に従い解散が宣告されうる」（1条）。なお、セクト的団体の解散原因となる犯罪は、刑法典に定められた殺人、暴行、遺棄、自殺教唆、逮捕監禁、窃盗、詐欺、横領等とともに、他法で規定された不法医療行為罪および虚偽広告罪などである。

(b) **無知・脆弱状態不法利用罪** これは、セクト規制法20条により、

刑法典の「人を危険にさらす罪」の章に新設された次の刑法典223-15-2条が定める犯罪である。「未成年者に対して、もしくは年齢、病気、身体障害、身体的欠陥、精神的欠陥または妊娠状態のため、著しく脆弱な状態にあることが明白な者または行為者にそれが認識される者に対して、もしくは重大または反復した圧力行為または判断を歪めうる技術の結果、心理的または身体的服従状態にある者に対して、その者に重大な損害を与えうる作為または不作為に導くために、その者の無知または脆弱状態を不法に利用することは、3年の拘禁刑および375,000ユーロの罰金に処せられる」。

この規定の大枠は、セクト規制法制定前に刑法典の「詐欺及びその周辺の犯罪」の章に置かれた刑法典313-3-4条（弱者への準詐欺罪）であり、したがって、無知・脆弱状態不法利用罪は刑法典を補ったものと言える。だが一見して分かるようにこの規定には、精神操作の要素が残っている。それは、「重大または反復した圧力行為または判断を歪めうる技術の結果、心理的または身体的服従状態にある者に対して、その者に重大な損害を与えうる作為または不作為に導く」という点である。

なお、この規定には未成年者保護の観点が強くうかがえることは注目に値しよう。

(3)特徴

(a)人権侵害に対する徹底的な規制 前述のセクト規制法の主要な内容は、セクト団体の解散を容易にするとともに、セクト団体による人権侵害行為の取締りを強化することを目的としたことは明らかである。このように同法は、団体の解散に至るまで徹底的にそのような行為を抑制することを目的とした。その趣旨は、同法の法律名に「セクト的」という文言があることにも示される。実際、法律制定過程で精神操作罪規定が登場したように、法案審議においてはもっぱらセクト団体の規制が意図されていたのである。

(b)一般法を補足する法律　セクト規制法はセクト団体の規制を目的に制定されたものの、宗教的団体にのみ適用される法ではない。例えば、団体解散規定はギュイヤール報告書で列挙されたような団体にのみ適用されるわけではない。「活動に参加する者の心理的または身体的服従状態を作り出す」などの活動を行う「法人」であれば、セクト団体かどうかを問わず広く適用される可能性がある⁽³⁸⁾。無知・脆弱状態不法利用罪についても基本的に同様である。また実際、セクト規制法の法律名は別として、その条文には「セクト」に類する語は一切使われていない。

こうみるとセクト規制法には法律の目的と適用範囲には奇妙な齟齬があると⁽³⁹⁾言わざるを得ない。それとともに、同法は内容的にはセクト特別法の性格としてはかなり薄く⁽⁴⁰⁾、むしろ一般法の補足という性格が強いとも言えよう。実際、ミヴィルデスの長も、セクト規制法は「いかなる点⁽⁴¹⁾においてもセクト団体に対する例外立法ではない⁽⁴²⁾」と述べた。

同法がセクト特別法としての性格を薄めていることには、良心の自由および国家の宗教的中立性への配慮がある。上院第二読会の委員会報告書は法律案がセクト的逸脱行為と良心の自由とも調整したものであるこ

(38) Cf., MIVILUDES, *Les dérives sectaires, Rapport 2003*, La documentation française, 2004, p. 45; Patrice Rolland, La loi du 12 janvier 2001 contre les mouvements sectaires portant atteinte aux droits de l'homme, *Archives de sciences sociales des religions*, n° 121, 2003, p. 153; Isabelle Riassetto, Droit pénal et sectes, in Francis Messner et autres (sous la direction de), *Traité de droit français des religions*, Litec, 2003, p. 571.

(39) Rolland, *supra*, note 38, pp. 150 et suiv.

(40) ただし、有罪判決を複数回受けた団体に対して青年向けの宣伝を禁止する規定(セクト規制法19条)——1条と同様、刑法典から独立している——には、セクト特別法としての性格がうかがえる。

(41) Cf., Rolland, *supra*, note 38, p. 150. 中島「フランスのセクト規制法」前掲注(37)48頁も参照。

(42) Jean-Louis Langlais, Discours introductifs, in MIVILUDES, *Sectes et laïcité*, La documentation française, 2005, p. 12.

とを強調していた。⁽⁴³⁾セクト特別法は無理だという見解を明言していたギューヤール報告書は、その理由として次の二点を挙げていた。①セクト特別法に必要なセクトの定義が困難であること、②特別法が国家の宗教的中立性に反すること、⁽⁴⁴⁾がそれである。実際、フランスの政教分離であるライシテ (laïcité) の原則を理由にセクト特別法に否定的な見解が今日のフランスでも支配的である。⁽⁴⁵⁾

(c)規定の不明確さ セクト規制法はその不明確さにおいて批判されている。ヨーロッパ審議会がフランス政府にセクト規制法の見直しを求めたのも、⁽⁴⁶⁾そのためである。もっとも不明確さが指摘されるのは、セクト規制法のキーワードとなっている「心理的服従」という文言である。⁽⁴⁷⁾これが主観的要素を含み、あいまいなため、強い宗教信仰も心理的服従と同視される可能性も否定できない。また、法文において「心理的服従」を限定する「重大または反復した圧力行為」または「判断を歪めうる技術」も「心理的服従」の拡大解釈を防ぐには十分ではなさようである。⁽⁴⁸⁾このため同法が今後どう適用されるかが注目される。

(43) Nicolas About, *Rapport*, n° 192, Sénat, Session ordinaire de 2000-2001, Commission des lois, 2001.

(44) ただしプラール報告書ではこの点があいまいであった。 *Les sectes et l'argent*, *supra*, note 12, p. 257. 参照、小泉・前掲注(14)204頁。

(45) Conseil d'Etat, *Jurisprudence et avis de 2003, Un siècle de laïcité*, Rapport public 2004, Collection «Etudes et documents», n° 55, 2004, p. 384-385; Annick Dorsner-Dolivet, loi sur les sectes, *Recueil Dalloz*, 2002, chroniques, p. 1086; Guillet, *supra*, note 15, p.495.

(46) Conseil de l'Europe, Assemblée parlementaire, *Liberté de religion et minorités religieuses en France*, résolution 1309, 2002. これはヨーロッパ審議会のウェブサイトで閲覧可能 (<http://assembly.coe.int>)。

(47) Dorsner-Dolivet, *supra*, note 45, p. 1094. Cf., Rolland, *supra*, note 38, p. 162; Jacques Robert, *La fin de la laïcité ?*, Odile Jacob, p. 115.

(48) Dorsner-Dolivet, *supra*, note 45, p. 1094. ただし異論もある。Guillet, *supra*, note 15, p. 264.

5 セクト対策の枠組みと実際

(1)対象としての権利侵害行為

以上にみた公的なセクト対策を全般的にみると、それはセクトまたはセクト団体そのものを対象とするのではなく、個人の権利または公序を侵害する団体の行為すなわち法益侵害行為をその対象とするものであると言える。そして、セクト対策は、団体のそうした行為に刑事上、民事上および行政上の事後制裁を加えるとともに、そうした行為およびそれによる被害を予防することを内容としている。

このようにセクト対策が団体による権利侵害行為等を前提とする趣旨は、とくに前述の司法省の通達名が、「セクト性を有する団体の枠組みで犯される身体および財産の侵害への対策に関する通達」であったことにおいて明確である。また、セクト規制法の正式名称（人権および基本的自由を侵害するセクト的団体の防止および取締を強化する2001年6月12日の法律）においても同様である。

このようにセクト対策を講じる公権力は、セクト団体の行為にのみ着目するのであって、セクトの信仰または教義を公権力の行動対象としてはならない。これは、次の諸条項に定められた宗教的自由の保障およびライシテの原則からみてきわめて当然のことである。

「フランスは、不可分で、^{ライツク}非宗教的な、民主的で、社会的な共和国である。フランスは、出身、人種または宗教の差別なく、すべての市民に対し法律の前の平等を保障する。フランスは、すべての信条を尊重する」（1958年憲法1条）。

「何人も、その意見について、たとえそれが宗教的なものであっても、

(49) ただし、ある団体における権利侵害行為等の反復が公権力に団体そのものへの対策に向かわせることになる。その帰結がセクト規制法の団体解散規定である。

(50) Guillet, *supra*, note 15, p. 475.

その表明が法律により定められた公の秩序を混乱させるものでないかぎり、不安にされてはならない」(1789年人及び市民の権利宣言10条)。

「共和国は、良心の自由を確保する。共和国は、公の秩序のために以下に定められた制限のみに服する、自由な礼拝を保障する」(1905年政教分離法1条)。

「共和国は、いかなる礼拝に対しても、公認をせず、給与を支払わず、補助金を交付しない」(同2条)。

(2)セクトの不定義

フランスでは一般に伝統的宗教に相当する「宗教」と区別して「セクト」というカテゴリーを⁽⁵¹⁾観念しがちであるが、国はセクト対策においてセクトの定義を意識的に避けた。それは、セクトにはさまざまなものが存在するという事情とともに、宗教的自由とライシテの原則のためである。ギュイヤール報告書はこの点を次のように説いた。「セクトの法的定義が存在しないことは、ライシテの概念についてのフランス的考え方に起因する⁽⁵²⁾」。またアブーもセクト規制法の制定過程で次のように述べた。「セクト定義のあらゆる試みは、われわれを不正義に導き、少数派宗教

(51) しかもフランスでは「セクト」に対して嫌悪感が強い。こうした感情がフランスにおけるセクト対策の広がり背景にある。フランスがこのようにセクトに対して敏感である理由として、ミルスおよびミヴィルデスのメンバーでセクト研究者であるナタリー・ルカは次の三点を挙げている。①セクトが公的領域に浸潤する傾向があるが、フランスではこれをライシテに反するものとして許し難いと考えられること、②セクトで行われる精神操作がフランスで重要視される思想の自由⁽⁵²⁾に反すること、③フランスには有料での宗教サービスといった宗教の「企業家文化」がなかったこと。Nathalie Luca, *Les sectes*, PUF, Collection «Que sais-je?», n° 2519, 2004, pp. 111-116.

(52) *Les sectes en France*, *supra*, note 6, p. 8. セクトの定義に関する議論に関して参照、中島「フランス公法と反セクト法」前掲注(37)936-947頁、井田洋子「フランスにおけるセクト対策の変遷とライシテのゆくえ——セクト規制特別法の制定をうけて——」法と政治53巻1号(2002年)204-209頁。

を非難することになろう。〔セクト規制法案〕は信仰の自由と結社の自由を尊重しようとしている⁽⁵³⁾。このようにセクトの法的定義がないので、「セクトと教会とを区別することを可能ならしめる基準を定めることの不可能性⁽⁵⁴⁾」が結論されることになる。

このようにして、セクト対策は、セクトか宗教の区別なく、すべての団体による権利侵害行為等を対象としているのである。したがって、一般にセクトとみられる団体であっても権利侵害などを行わないものは規制および警戒の対象とはならず、そうではない団体はその対象となるというのが、理論的な帰結となる。実際、この趣旨は、セクト規制法の正式名および同法のセクト的団体解散規定をみてもうかがえよう。

(3)セクト対策の実際

(a)対象としてのセクト　　ギュイヤール報告書は、セクトの定義を不可能としたにもかかわらず、「世論がセクトの概念に与えている常識⁽⁵⁵⁾」に従い、セクトの指標を明らかにしたうえでセクトをリストアップした。このリストは議会の調査結果にすぎず、そこには規範的価値はないとされた⁽⁵⁶⁾。だが、前述のようにリストが司法省の通達にそのまま参照されたことが示すように、セクトのリストは、何をセクトとして警戒すべきかを判別し難い行政機関により、しばしば援用されたようである。

この結果、後述のように、ある団体がセクトに分類されているだけで、行政機関が団体を危険視し、それに不利益な措置を行うこともあった。具体的には、セクト団体の施設建設を恐れる住民による反対運動に応じて、地方公共団体が団体の活動をかなり無理して妨げようとするといった形

(53) *Journal officiel de la République française*, débats, Sénat, 1999, p. 7590.

(54) *Les sectes en France*, *supra*, note 6, p. 9.

(55) *Ibid.*, p. 14.

(56) 内務大臣はリストを含んだギュイヤール報告書には規範的価値はないと明言した。Réponse ministérielle n° 29045 du 8 novembre 1999, *Journal officiel de la république française*, Assemblée nationale, Q, 1999, p. 6466.

で、それが行われた。⁽⁵⁷⁾ こうみると、セクト対策の実際においてセクトとみなされた特定の団体そのものが規制措置等の対象とされることが分かる。

しかも、悪いことに、こうした状況はミルスの名称にも合致した。というのは、ミルスの正式名である「関係省セクト対策本部」の原語は、「セクトに対する戦い」(lutte contre les sectes) というニュアンスを持ったからである。さらに、デクレの文言上、無限定に「セクトの現象」を分析することがミルスの事務とされた(1998年のデクレ1条1号)。このようにしてミルスは、セクトそのものに対する方策を検討する組織と見られる余地があった。

(b)セクトに対する攻撃的な姿勢 セクト対策は、セクトと名指しされた団体に対し攻撃的な姿勢をとった。ミヴィルデス前本部長ラングレも述べるように、監視室からミルスへの移行自体が「公権力の行為をより攻撃的かつ実戦的なものにするという意図を明瞭に示していた⁽⁵⁸⁾」のである。実際、セクト対策は、メディアがセクトに関する事件を競って報ずるとともに「反セクトの戦い」(lutte anti-sectes) を鼓舞するなかで進められた。しかも、国の議会・ミルス・各省および地方公共団体が、民間団体とも連携しつつ、セクトへの警戒網を急速に整備し、セクト団体に毅然たる態度で立ち向かうといった状況も見受けられた。

そこには、やや大げさに言えば、セクトそのものの撲滅をめざす雰囲気、また少数集団への無理解と不寛容の空気さえもないわけではなかった。このことは、ギユイヤール報告書におけるリストに挙がらず危険でもない集団が、周囲から風変わりと見えたことから、警戒の対象となった⁽⁵⁹⁾という事実からもうかがえる。

(57) *La croix*, 15 juillet 1996; *La croix*, 13 octobre 1997.

(58) Langlais, *supra*, note 42, p. 11.

(59) シュタイナー学校は、ドイツの思想家シュタイナーの考えに基づく教育を行

セクト対策のこうした実際のあり方は、前述のセクト対策の枠組みから逸脱し、セクト団体における信条や教義と行為とを区別せず、また特定集団を標的とするように見えた。後述のように、セクト対策が内外からの批判を招いたのはこのためであった。

第2節 関係省セクト的逸脱行為警戒対策本部（ミヴィルデス） 設置以降（2002年-2005年）

1 セクト対策の進展

(1)立法

ヴィヴィアンが任期切れを待たず2002年6月にミルスの長を辞任して以降、ミルスは機能停止の状態になった⁽⁶⁰⁾。この時期にミルスの廃止を求める運動も展開されるなどした末、2002年11月にミルスに替え新たに、⁽⁶¹⁾内閣総理大臣の下にミヴィルデスが設置された。ミヴィルデスの組織等を述べる前に、それ以降、セクト対策がどう推移したかを先にみたい。結論的に言えば、ミルスの時期よりは新味に欠け、地味ではあるが、セ

う学校であり、わが国では自由な学校として評価されている（子安美知子ほか『シュタイナー教育入門——子どものいのちを育む——』（学研、2000））。ところがフランスでは、シュタイナーの思想運動（「人智学」）がブラール報告書でセクトと扱われ（*Les sectes et l'argent*, *supra*, note 12, p. 20.）、シュタイナー学校も危険な集団と疑われた。そのため国民教育省が1999年12月にシュタイナー学校に対する特別査察を実施した。*La croix*, 15 décembre 1999. また、ミルスは2000年の年次報告書に「人智学」を取り上げ、これに対する「不断の監視政策を維持することが不可欠のように見える」と結論した。*MILS*, *supra*, note 29, p. 69. なお、その後国民教育省はシュタイナー学校には「セクト的性格を持つ活動」はないと発表した。*La croix*, 21 septembre 2001.

(60) ヴィヴィアンの辞任は彼への批判および政権交代を背景とした。参照、小泉「曲がり角を迎えた仏のセクト対策」中外日報2003年1月1日。

(61) ヴィヴィアン辞任の翌日、サイエントロジーの団体がミルス設置デクレの取消しを求める訴えをコンセイユ・デタに提起した。Face à son ennemi juré, la Scientologie renverse les rôles, *Libération*, 24 juillet 2002.

クト対策が継続され、着実に進化したと言えそうである。

まず、立法における進展として、2004年8月6日の生命倫理法⁽⁶²⁾の制定を指摘できる。セクト対策に関係するのは、同法のうち刑法典を改正した同法28条である。これにより、ヒトクローンを生成させる行為は犯罪となり（刑法典214-1条、214-2条）、同様の行為を行った法人に刑事責任を負うことになったのである（同214-5条）。これらの規定はかねてからヒトクローン研究を進めると公言してきたラエリエン・ムーブメント⁽⁶³⁾に照準を合わせたものである。

(2)セクト規制法の適用

次に注目されるものとしてセクト規制法で導入された無知・脆弱状態不法利用罪規定の適用がある。この規定は2001年に設けられたが、すぐには適用される機会がなかった。だが、2004年になって初めて無知・脆弱状態不法利用の有罪判決が下された。それは2004年11月25日のナント軽罪裁判所判決である。有罪判決を受けたのはネオファール（Néophare）という団体のグルであり、彼は執行猶予のついた拘禁3年の刑を宣告された。

問題のネオファールは、神格化されたグルを中心に20人以下の者が集まった閉鎖的な小規模集団である。そこでは、繰り返し終末を予言してきたグルの信徒に対する影響は極めて強く、他方、信徒は、集団内では邪悪とみられる外界を避け、自給自足の生活様式をとることを余儀なくされた。実際、信徒のうちには、すべての職業活動をやめ、家族との関係を断つ者もいた。そうしたところ、物理の教師であった無職の信徒が2002年7月に自殺し、すぐ後に他の2人の信徒も自殺を図ったという事

(62) Loi n° 2004-800 du 6 août 2004 relative à la bioéthique, *Journal officiel de la République française*, 2004, p. 14040.

(63) ミヴィルデス2004年報告も、セクト対策の立法活動として生命倫理法の制定に言及した。MIVILUDES, *Le risque sectaire, Rapport 2004*, La documentation française, 2005, p. 9-10.

件が起こった。この事実から、グルが、「重大または反復した圧力行為または判断を歪めうる技術の結果、心理的または身体的服従状態にある者に対して、その者に重大な損害を与えうる作為または不作為に導くために、その者の無知または脆弱状態を不法に利用」したとして有罪とされたのである。⁽⁶⁴⁾ この判決は控訴されたが、2005年7月12日にレンヌ控訴院は原判決を是認した。⁽⁶⁵⁾

このほか、セクト規制法施行後に起訴された事件においてサイエントロジーの法人に対する有罪判決などもセクト対策の成果を示すものである。⁽⁶⁶⁾ 最高司法裁判所である破毀院で確定したこの有罪判決は、今後、セクト規制法における団体解散規定の適用に途を開くことになりうるからである。⁽⁶⁷⁾

(3)公務員研修

公務員研修向けの公的なガイドブックが作成されたことも、セクト対策の進展として指摘できる。このガイドブックは「セクト的逸脱行為に立ち向かう公務員のガイド」というタイトルの114頁からなる書物であり、⁽⁶⁸⁾

(64) この判決は公開されていないため、本稿ではミヴィルデス2004年報告書を参照した。Ibid, p. 68. このため事案と判決の分析が十分にはできないことは残念である。ただ、本判決から、無知・脆弱状態不法利用罪規定が絶対的な教祖を中心とする閉鎖的な小規模集団に対して適用されやすいことが予測される。なお、最近、このような小規模集団が増えている。

(65) *La croix*, 13 juillet 2005.

(66) Crim, 28 septembre 2004, n° de pourvoi, 03-76604. この判決もミヴィルデス2004年報告書で言及された。MIVILUDES, *supra*, note 63, p. 68.

(67) 他の注目される判例として、C.E., 28 avril 2004, Association culturelle du Vajra Triomphant, *Actualité juridique droit administratif*, 2004, p. 1367; C.E., 5 octobre 2004, Association Les Témoins de Jéhovah, *J.C.P. (Semaine juridique E.G.)*, 2004, p. 2058. これらもミヴィルデス2004年報告書で言及された。MIVILUDES, *supra*, note 63, pp. 66-67.

(68) MIVILUDES, *Guide de l'agent public face aux dérives sectaires*, La documentation française, 2004. これもミヴィルデスのウェブサイト（前掲注(28)）で閲覧可能。

ミヴィルデスにより2005年に作成され、配布された。そこには、各省ごとに、セクト対策に当たる公務員の留意すべきことが記述されている。

ところで、このガイドブックの記述には最近の法の進化を反映している点で、とくに輸血の拒否に関してみられるのは興味深い。以前は、宗教的理由により輸血拒否を行うこと理由として、エホバの証人の団体または信者が不利益な取り扱いを受けることが多かった⁽⁶⁹⁾。ところが、2002年の公保健法典改正⁽⁷⁰⁾により、治療方法の選択に関して患者の権利を医師が尊重すべきことが定められるようになった（公保健法典L1111-4条）。これを踏まえてガイドブックは、この問題への対処においても治療の拒否に関する患者の権利の尊重を明記した。ここには、後述のようなセクト対策と諸自由との調整を図る新しい動きをみることができよう。

2 関係省セクト的逸脱行為警戒対策本部（ミヴィルデス）

(1)ミヴィルデスの組織・事務

「ミヴィルデス」(MIVILUDES) という略称を持つ関係省セクト的逸脱行為警戒対策本部 (Mission interministérielle de vigilance et de lutte contre les dérives sectaires)⁽⁷¹⁾ の設置は、2002年11月28日のデクレに基づいた。ミヴィルデスの組織は、ミルスとほぼ等しく、本部長、事務局、方針決定評議会（構成員は能力と経験により任命された者）および関係省部局の代表で構成される作業誘導執行委員会 (comité exécutif de pilotage

(69) Cf., C.E., assemblée, 1^{er} février 1985, Association chrétienne «Les Témoins de Jéhovah», *Actualité juridique droit administratif*, 1985, p. 230, observations Laurent Richer; *Revue française de droit administratif*, 1985, note Soler Couteaux. 大石・前掲注(3)216-222頁。

(70) Loi n° 2002-303 du 4 mars 2002 relative aux droits des malades et à la qualité du système de santé, *Journal officiel de la République française*, 2002, p. 4118.

(71) Décret n° 2002-1392 du 28 novembre 2002 instituant une mission interministérielle de vigilance et de lutte contre les dérives sectaires, *Journal officiel de la République française*, 2002, p. 19646.

opérationnel) からなる。ただし、ミヴィルデス本部長の任期は3年であり（ミルスでは5年）、方針決定評議会が定期的に開催され（ミルスでは最低年2回）、作業誘導執行委員会が年最低6回開かれる点で（ミルスでは最低限の明示なし）、ミルスとは異なる。

このようにミルスと比較すると、ミヴィルデスが、集団的な活動方式を予定し、情報交換に重点を置いていると言えそうである。この点は、方針決定評議会の構成員をみるとさらに明確になる。構成員は30名で（ミルスでは21名）、その中には議員、セクト問題に取り組む民間団体、教育団体などの各種団体の代表とともに、コンセイユ・デタの裁判官、医師をはじめ多くの研究者および大学教授が加わったことが注目される。本部長にジャン＝ルイ・ラングレ（Jean-Louis Langlais）が任命されたことも考慮すると、ミヴィルデスでは、やはり共同で検討を行うという性格が強いと言えよう。⁽⁷²⁾⁽⁷³⁾

ミヴィルデスの事務として、分析、対策の調整、公務員への情報提供・研修、公衆への情報提供、被害者援助があるのは、ミルスと同じである。だがミヴィルデスは、それ以外に、セクト対策における部局間の情報交換および外務省の所管に属する問題への関与という事務が加わった（デクレ1条）。ここでもミヴィルデスにおける情報交換の重視がうかがえるとともに、国際関係への配慮という視点をみることができる。

ミヴィルデスは設置から現在（2005年末）に至るまで存続している。その間、2003年と2004年の年次報告書が提出、公表された。これらの報

(72) Décret du 2 décembre 2002 portant nomination du président de la mission interministérielle de vigilance et de lutte contre les dérives sectaires, *Journal officiel de la République française*, 2002, p. 19927. ラングレは、ヴィヴィアンに比べはるかに無名であるとともに反セクト団体との関係を持たなかったが、各省間の連絡と国際問題とに経験豊かな内務官僚であった。

(73) Guillet, *supra*, note 15, p. 562.

(74) MIVILUDES, *Rapport 2003*, *supra*, note 38; MIVILUDES, *Rapport 2004*, *supra*,

告書からは、ミルスに比べ、ミヴィルデスが各省など関係機関との情報交換に注力するとともに、未成年者保護の活動も重視していることが分かる。また、ミヴィルデスの報告書ではミルスの報告書にみられた特定セクトの研究は消えていることも注目される。なお、2005年10月にラングレは本部長の任期を終え、警察官出身のジャン＝ミシェル・ルレ⁽⁷⁵⁾ (Jean-Michel Roulet) がそのあとを継いでいる。

(2)ミルスとの差

ミヴィルデスはミルスと同様に各省の横断的組織であり、デクレの規定上は組織等に関してミルスとそう大きく異ならない。だが、両者にはかなりの差があると言わなければならない。前述のように、ミヴィルデスは、その組織と事務において、幅広い構成員による共同の検討および情報交換に重点が置かれているからである。また、国際関係への配慮でも両組織の違いがある。

それ以上に両者の差を示すのは、その名称である。ミルスが文言上セクトそのものを対策の対象とするように読め、また無限定に「セクトの現象」の分析を行うものとされたことは、前述したとおりである。これに対し、ミヴィルデスでは「セクト的逸脱行為」をセクト対策の対象とすることが明確である。また、ミヴィルデスの分析対象も人権侵害等の行為を行う「セクト的性格を持つ団体の現象」に限定されている。

(3)ミヴィルデス設置の意義

こうみると、ミルスからミヴィルデスへ移行したことにより、団体そのものに対策を講じるのではなく、団体の行う逸脱行為に絞って対策をとることが強調されたことが分かる。これは、セクト対策において、団

note 63. ミヴィルデスの年次報告書はインターネット上で公開されている（前掲注(28)参照）。

(75) Décret du 29 août 2005 portant nomination du président de la mission interministérielle de vigilance et de lutte contre les dérives sectaires, *Journal officiel de la république française*, 2005, p. 14047.

体の教義ではなく行為のみを問題とすることも意味する。この点ラング
レも次のように述べた。ミヴィルデスの名称は、「警戒を低減しないが、
教義または信仰ではなく、常軌を逸した外部的行為に照準を据えるとい
う意図を示す。この姿勢は、……ライシテすなわち諸宗教および諸信仰
に対する国の中立性の原則の下にある国において当然のことである」⁽⁷⁷⁾。ま
た、ミヴィルデスの報告書も、宗教的自由にも他者の健康の権利や他の
自由という限界があることを指摘したうえで、「信仰とは無関係に」、外部
的行為に着目して宗教的自由の限界を慎重に見極めるべきことを述べた。⁽⁷⁸⁾

ところで、セクト対策として公権力による規制の対象となる「セクト
的逸脱行為」は何か。これはミヴィルデス自身により次のように明らか
にされている。⁽⁷⁹⁾「セクト的逸脱行為は、個人または集団が、自らの信者、
信徒または顧客が自己に重大な損害を与えうる、作為または不作為に導
くために、その者の身体的または心理的服従を作り出し、または維持す
るところではどこでも、探索されなければならない」⁽⁸⁰⁾。ここでは、セクト
的逸脱行為をセクト規制法における「セクト的団体」とほぼ同様に解さ
れていることが分かる。

さらに、ミルヴィデスはセクト的逸脱行為の具体的な場合として次の
ことを指摘する。「セクト的逸脱行為は、一般に承認された通常の行為を
排除する病気治療行為においても、探索されなければならない」。「セク
ト的逸脱行為は、社会に入る機会を継続的に危うくする性質を持ち、自
己破壊的な生活様式への回帰を強く進める団体への自らの両親の加入に
よる犠牲者である子どもにも無⁽⁸¹⁾論関わる」。この記述も、とくに注意し

(76) Conseil d'Etat, *supra*, note 45, p. 385.

(77) Langlais, *supra*, note 42, pp. 11-12.

(78) MIVILUDES, *Rapport 2003*, *supra*, note 38, pp. 7-8.

(79) 「セクト的逸脱行為」という語はギュイヤール報告書においても使われていた。
Les sectes en France, *supra*, note 6, p. 122.

(80) *Ibid.*, p. 8.

て警戒されるものが、医療類似行為とともに、やはり未成年者の被害であることを示す。

このようにして、ミヴィルデスを設置したことには、ミルスの時期までにみられたセクト対策のゆきすぎを是正し、セクト対策を団体による人権侵害行為など違法行為のみに焦点を絞ることを明確にするという意義があった。もっとも、そのような姿勢は、ライシテの原則および宗教的自由の要請からみても、本来のセクト対策の枠組みとして当然のことであった。だが、ミルスではこの点が不徹底だっただけに、ミルスからミヴィルデスへの移行はやはり「進歩」として評価できよう⁽⁸²⁾。

3 2005年5月27日通達

(1)新しい通達

セクト団体の宗教的自由およびライシテの原則とセクト対策の調整、さらに団体そのものではなく公序・権利侵害になる行為のみをセクト対策の対象とする姿勢は、2005年に発せられた通達においても明確である。礼拝用建物の建設・改築に関する2005年2月14日の内務大臣の通達⁽⁸³⁾もその例である。これは、前述のように地方公共団体がセクト団体の施設建設を妨げようとしてきたことを踏まえ、法令に違反しない限り礼拝所建設を妨げないよう知事に注意を喚起したものであった。

さらに、こうした新しい傾向をセクト対策全般において示したのは2005年5月27日の内閣総理大臣通達である。しかも、この通達は、以前のセクト対策で特徴的であったセクト団体のリスト作成およびそれに基づく

(81) *Ibid.*, p. 9.

(82) Cf., Jean-Paul Willaime, L'élaboration des politiques publiques, in *Sectes et laïcité*, *supra*, note 42, p. 345.

(83) Circulaire du 27 mai 2005 relative à la lutte contre les dérives sectaires, *Journal officiel de la république française*, 2005, p. 9751. この通達は内務省のウェブサイトで見ることができる (www.interieur.gouv.fr/rubriques/b/b5_loi_decrets/05-00022)。

対策を明確に否定したことにおいても注目される。もっとも、セクトのリストに対する消極的姿勢は、次のように記述したミヴィルデスの2003年報告書にすでにみられた。「報告書は団体を数え上げるのではなくセクトの逸脱行為に注意を促すことに専念する⁽⁸⁴⁾」。「セクト的不正行為への警戒と対策の任務において、行政は議会報告書に引用されたセクト団体のリストを超えて、危険性の基準に決定的な地位を与える⁽⁸⁵⁾」。次にみるように、2005年5月27日の通達はこの方針をさらに明確に打ち出した。

(2)通達の内容

2005年5月27日の通達は、「セクト的逸脱行為対策に関する通達」という名称を持ち、ラファラン首相が閣僚と知事に向けて発したものである。同通達は「Ⅰ—政府が推進してきた行動原則」と「Ⅱ—行動方式」との2部からなる。前者において首相はセクト対策を振り返り次のように述べた。

政府が推進してきた行動は、集団の構成員が置かれた心理的または身体的服従につけ込む一定の集団の不正な行為への対策と、公的自由 (*libertés publiques*)⁽⁸⁶⁾ およびライシテの尊重とを調整するという配慮により導かれている。

公権力がある集団を「セクト」と判定し、自らの行動をこの判定のみに基づかせるという行動方法は、当該調整を効果的に行うことを可能にせず、とられるイニシアティブを法的に揺るぎなく基礎づけることも可能にはし

(84) MIVILUDES, *Rapport 2003, supra*, note 74, p. 2.

(85) *Ibid.*, p. 6. なお、ミヴィルデスは、セクト的逸脱行為の危険性としてギユイヤール報告書におけるセクトに関する10の指標（前掲注(7)）に追加して次のものを挙げている。公序侵害のおそれ、精神不安定を招く生活条件、脆弱・無知状態にある者への侵害、損害を生ぜしめる作為・不作為を導く精神的服従、集団における他の者の拒否、共和国基本原理の侵害、国際条約の不遵守。 *Ibid.*, pp. 6-7.

(86) 公的自由はわが国における人権に相当するものである。

論 説

えないであろうことが、経験上示された。

したがって、特定集団をブラックリストに載せるよりはむしろ、犯罪となりうる不正な行為、より一般的に言えば法令に違反するよう見えるあらゆる不正な行為を、見極めるとともに取り締まることに備えるため、構成員の個人的自由に対し危険な支配力を行使するように思われるあらゆる組織に対して特別な警戒を行うことが決定された。

この法的安全の考慮は、推進されてきた行動を弱めるどころか、その効率をより保障することにほかならない。

〔中略〕

〔セク特的な活動の予防および取締りのための〕警戒は、1995年の議会報告書に添付された団体リストをますます不適切なものにしたセクト現象の進展を考慮して行われなければならない。というのは、とりわけインターネットによりもたらされる伝達可能性を利用して、拡散、変動し、容易には正体をつかめない、小規模集団が確認されるからである。

こうした考えに基づき、ラファラン首相は、通達の後半でセクト対策の方法を指示した。その基本的な方向は、ミヴィルデスによる調整などを通じたセクト対策の「一貫性」(cohérence)の確保である。その具体的な事項としては、ミヴィルデスにおける対話の深化、各省におけるセクト対策の責任者の配置、地方における公務員研修プログラムの策定などがあるが、その最後として通達が閣僚に求めたのは次のことである。

「貴職の前任者が行った相当数の大臣訓令は、本通達に定められた方針に関連して更新されなければならない。……関係省セクト対策本部(ミルス)のような組織への参照は、ミヴィルデスを設置するデクレへの参照に置き換えられなければならない。集団のリストへの依拠は避けられるであろう」。

この指示は、具体的には、セクトのリストを参照した1996年の司法大(甲南法学'06) 46-4-102 (356)

臣通達（前述）などを変更するという意味を持つ。このようにして、通達は、セクト現象の変化という理由も挙げられているが、これまでのセクト対策で重要な役割を果たしたセクトのリストを繰り返し否定し、セクト対策の修正を明らかにしている。

4 セクト対策の修正とその背景

(1)セクト対策の修正

以上にみたことから、ミヴィルデス設置の頃を境にして、フランスのセクト対策がかなり修正されたとみてよいであろう。その修正の方向は、1995年からとられてきたセクト対策の基本的枠組みを変更しないものの、その実施を宗教的自由やライシテの原則の尊重との均衡を図りながら慎重に行うようにするものである。そのもっとも明確な具体的現れは、2005年5月27日の通達で示された、セクトのリストおよびそれに基づく特定団体を標的とした公的活動の否定である。また、実際のセクト対策の姿勢も、ミルスのとくにみられたセクトそのものへの攻撃的なものから、すべての団体にありうる他者の権利侵害・公序侵害の行為（セクト的逸脱行為）にのみ焦点を当てるといいうものに移行した。この点も団体と信者の宗教的自由など諸自由を尊重しながら、セクト対策を進めようとしていることを示す⁽⁸⁷⁾。

ところで、こうした修正が行われたのはなぜか、が問われうる。フランスでセクトとみなされてきた宗教団体の信者が増加し続けていることが、その背景にあることは確かであろう。憲法学者のジャック・ロベールも次のように述べる。「既成宗教の外で新しい形態の精神世界を表明する集団が、……ますます多くの人と若者を引きつけている。……いつの日か、非宗教的な共和国が、……これらの新しい団体とうまく保たねば

(87) 2005年には同旨の見解が見受けられるようになった。Lutte contre les sectes se fait plus discrète, *La croix*, 14 mars 2005.

ならない関係の性質を検討しなければならないであろう」⁽⁸⁸⁾。

このほか、修正の理由として、以下のことを挙げることができる。

(2)国内の各方面からの批判

ギユイヤール報告書に始まり議会とミルスにより強化されてきたセクト対策は、フランス国内で各方面から批判を受けてきた。批判したのは、セクトとみなされた団体のみならず伝統的宗教の団体であった。さらに法学者からも批判もあった。

(a)セクト団体 セクト対策は、当然のことながらセクト団体から強い反発を受けた。その反発はセクト対策として行われた象徴的な措置に対する裁判を通じた異議申し立てとなって現れた。関係団体または信者により提起された次のような訴訟がその例である⁽⁸⁹⁾。議会報告書の内容の取消しを求める訴訟⁽⁹⁰⁾。民間反セクト団体に対する公的補助金の取消しを求める訴訟⁽⁹¹⁾。最大の民間反セクト団体で公益法人でもある、「家族と個人を守る会全国連合」(UNADFI (ユナドフィ))の公益性承認の取消しを求める訴訟⁽⁹²⁾。このほか、議会報告書とセクト規制法に関してはヨーロッパ人権裁判所への提訴もあった⁽⁹³⁾。

セクト対策を進める国およびそれと連携する民間団体に対するこれらの訴訟提起は、まさに「セクトの『敵』に対する圧力」⁽⁹⁴⁾であったと言え

(88) Robert, *supra*, note 47, p. 122.

(89) 本稿で引用したもの以外にも数多い訴訟がある。Cf., Guillet, *supra*, note 15, pp. 496-523.

(90) C.E., 30 mars 2001, Association du Vajra Triomphant, n° 211419.

(91) C.E., 17 février 1992, Eglise de scientologie de Paris, *Actualité juridique droit administratif*, 1992, p. 460. 参照、大石・前掲注(3)205-206頁。

(92) C.E., 23 mars 1998, Tavernier, Piechota et Gluchowski, n° 180962.

(93) CEDH, décision, 6 novembre 2001, Fédération chrétienne des Témoins de Jéhovah de France, n° 53430/99. ヨーロッパ人権裁判所の判決類はインターネットで公開されている (<http://www.echr.coe.int/echr>)。

(94) Guillet, *supra*, note 15, p. 496.

る。こうした「圧力」は、ミヴィルデス設置以降もそれまでの遺産を引き継ぐ形で続いている。議会報告書に掲げられたセクトのリストを参照した司法大臣通達の取消しを求める訴訟⁽⁹⁵⁾、セクトのリストのもとになった行政文書の公開を求める訴訟⁽⁹⁶⁾、ユナドフィの解散を求める訴訟などが、それを示す⁽⁹⁷⁾。

(b)伝統的宗教の教団 セクト対策に対して伝統的宗教の教団も懸念を示した。その懸念は伝統的宗教に属する少数派教団と危険なセクト的集団とが十把一からげに扱われるおそれにあった。セクト規制法の制定過程においてフランスプロテスタント連盟会長が2000年11月8日に上院で次のように陳述したことは、それを示す。「セクト対策は、極めて批判されるべき行為、とくに『福音』という語を含む名称を持つすべての集団をセクトと同一視する行為により、特徴づけられてきた」。こうした考えから、彼は、「セクト対策本部よりもセクト監視組織の方が望ましいであろう」とミルス⁽⁹⁸⁾の存在に反対するかのような見解も示した。

(c)法学者 セクト対策は法学者からの批判的にもなった。その批判は、やはり宗教的自由とライシテという観点からである。

宗教法に詳しい憲法学者ピエール＝アンリ・ブレロによる次の批判はその例である。

(95) CE, 18 mai 2005, Association spirituelle de l'Eglise de scientologie d'Ile-de-France et Association spirituelle de scientologie Celebrity Centre, *Recueil des décisions du Conseil d'Etat*, 2005, p. 201.

(96) Cour administrative d'appel de Paris, 1^{er} décembre 2005, Association Les Témoins de Jéhovah, n° 02P00039. なお、これは原告の請求が認容されたことで注目すべき判決である。

(97) Tribunal de grande instance de Paris, 14 décembre 2005, *Le monde*, 18 décembre 2005.

(98) Nicolas About, Rapport 192 (2000-2001), Sénat, Annexe 1, Audition de la Commission des lois, le mercredi 8 novembre 2000. 上院のウェブサイトに掲載されたものを参照した (http://www.senat.fr/rap/100-192/100-192_mono)。

「セクトと推定される集団に対する統制は、一般的に極めて拡散するとともに明示的な動機を欠く。宗教団体の危険性を定義することを可能ならしめる基準が必ずしも明白には見えず、そのためあらゆる異例な形態の宗教集団がセクトと推定されるおそれがある限りで、統制が拡散している。……〔ギユイヤール報告書におけるセクトの〕リストは、潜在的に危険なセクトとしての分類の理由が、リストの対象となった団体ごとに示されることなく、セクト団体の一種の公的な事典となった」。「統制は同様にしばしば明示的な動機を欠く。……適切な動機の不存在は、現実には特定の者の宗教的自由の侵害を覆い隠している」。「セクト対策はいかなる場合でも差別的な慣行を理由づけない。法律の前の宗教の平等は、ある宗教集団が生ぜしめうる社会的危険を客観的かつ各場合ごとに審査し、宗教集団が少数派であることから必然的にその危険性を推定しないことを要請する⁽⁹⁹⁾」。

このようにセクト対策の実際が諸宗教の平等という観点で問題性を持った。この状況は国による宗教の価値判断につながり、ライシテの原則からも問われうる。ロベールはこう述べる。「セクトに対するフランスの立場はもはや維持できない。まさによく理解されたライシテのゆえに⁽¹⁰⁰⁾」。

(3)判例の影響

かつて判例は、セクトとみられた団体への行政による不利益処分を簡単に容認する傾向があり⁽¹⁰¹⁾、公法学説の批判を受けてきた⁽¹⁰²⁾。だが、近年、裁判所は、そのような団体およびその信者に対する行政による不利益処

(99) Pierre-Henri Prélôt, *Les religions et l'égalité en droit français*, *Revue du droit public*, 2001, pp. 752-754.

(100) Robert, *supra*, note 47, p. 122.

(101) C.E., assemblée, 1^{er} février 1985, Association chrétienne «Les Témoins de Jéhovah», *supra*, note 69.

(102) Caroline Leclerc, *Le statut d'association culturelle et les sectes*, *Revue française de droit administratif*, 2005, pp. 570-572.

分を厳しくチェックする。その結果、問題の団体がセクトのリストに載っているだけでは不利益処分を理由づけるには足りず、それには団体の活動による公序侵害等を要すると判断されるようになっている。

判例のこのような傾向を示すものとして、2003年7月1日のリール行政裁判所判決⁽¹⁰³⁾を挙げることができる。この判決で問われた主たる点は、刑事拘禁施設（centre de détention）に拘留されている宗教信者であって、ある宗教雑誌を定期購読する者に対する当該雑誌の配達を当該施設長が禁止した措置の適法性であった。裁判所は、雑誌の内容が公の秩序への危険性を持つことが立証されていないことを踏まえて次のように判示した。

「雑誌が議会調査委員会によりセクト的性格を持つと認められた宗教結社により編集されているという、刑事施設の長の〔処分の〕理由は、長が国家の中立性とライシテの原則を無視した限りで、配達の中止を法的に根拠づけることができた理由には該当しない」。

同様の判例として2004年5月13日のパリ行政裁判所判決⁽¹⁰⁴⁾もある。これは、エホバの証人の団体が集会のために競技場を使用するのを競技場管理者のパリ市が不許可とした事件に関する判決である。裁判所は、この不許可を「集会の自由に重大な侵害をもたらす」ものとして不許可を取消したが、それに関して次のように述べた。「パリ市は、集会が公の秩序への混乱をもたらすであろうことを帰結するいかなる正確な事実も示さなかった。議会調査報告書は、いかなる法的価値も欠き、市長の決定に法律上の根拠を提供し得ないであろう」。

さらに、セクト団体と信者の処遇をめぐる事件において、フランスが

(103) Lille 1^{er} juillet 2003, M. Schneerberger c/ Ministre de la Justice et Centre de détention de Bapaume, n° 00-1519, *Actualité juridique droit administratif*, 2004, p. 461.

(104) Tribunal administratif de Paris, 13 mai 2004, *Recueil Dalloz*, 2004, jurisprudence, p. 2398, note Alain Garay.

ヨーロッパ人権裁判所から条約違反の判決を受けたことも、セクト対策に影響を与えたと考えられる。この種の判決には今日までの次の二件がある。①パロ＝マルチネ判決（2003年12月16日⁽¹⁰⁵⁾）、②パチュレル判決（2005年12月22日⁽¹⁰⁶⁾）。

①は、母親がエホバの証人の信者であることから、離婚した夫婦間に生まれていた子どもの住所を父親の住所に指定したことを、ヨーロッパ人権条約8条（家族性格の尊重を受ける権利）と14条（差別の禁止）に違反するものと判断した。この判断において、子どもが母親の住所にいることによりこうむる不利益が明らかにされていなかったことが理由となった。②において、前述のユナドフィを批判する著書を出版したエホバの証人の信者が名誉毀損罪で罰金刑を科されたのが、ヨーロッパ人権条約10条（表現の自由）に違反すると判断された。

以上にみた国内判例およびヨーロッパ判例は、セクトとみられる団体とその信者に対しても、諸自由と諸権利を十分に保障することを求めるものである。こうした判例がセクト対策のあり方に大きな影響を与えないはずがない。実際、ミヴィルデスにより作成された前述のガイドブックにおける次の記述においても裏付けられる。「特定の個人または特定の集団が権利を享受することを、議会の調査委員会により作成されたリストに基づき禁止することはできないであろうことを、裁判所の多数の決定が国に繰り返し指摘してきた。そこで人に必要な保護は、その選択した信仰に入信する各人の権利と均衡をとられなければならない」⁽¹⁰⁷⁾。

(4)他国からの批判

フランスのセクト対策は、他国からも批判されてきた。前述のように

(105) CEDH, 16 décembre 2003, Palau-Martinez c. France, *Recueil des arrêts et décisions*, 2003-XII. 参照、小泉・前掲注(4)171-174頁。

(106) CEDH, 22 décembre 2005, Paturel c. France, requête n° 54968/00.

(107) MIVILUDES, *supra*, note 68, p. 66.

セクト規制法に関してはヨーロッパ審議会からの批判もあったが、フランスでもっとも強く意識されてきたのはアメリカからの批判であった。というのは、アメリカ国務省により作成される「国際宗教的自由報告書」が、フランスのセクト対策を理由としてその宗教的自由の保障を批判してきたからである。

国際宗教的自由報告書とは、1998年に制定されたアメリカの連邦法である国際宗教的自由法（International Religious Freedom Act of 1998）に基づき、1998年から毎年、連邦議会に提出されている報告書である。この報告書の内容は、フランスを含め世界各国における宗教的自由をめぐる状況およびアメリカの政策からなる。

フランスは、最初の国際宗教的自由報告書である1998年報告書においてすでに批判されていた。とくに1999年の報告書以降、フランスは、「特定の宗教を誤って危険なカルトまたはセクトに加えることによりその宗教に汚名を着せる」国として、ベルギー、ドイツなどとともに名指して批判されてきた。また、1999年の報告書は、ことにフランスの議会報告書におけるセクトのリストを次のように非難した。

「報告書は、リストに名を挙げられた集団に対する十分で完全な聴聞の機会もなく作成された。集団はなぜ自らがリストに入れられたかを告げられなかった⁽¹⁰⁸⁾」。「それに続き生じた社会の評価は、不寛容な雰囲気および少数派宗教に対する偏見の原因になった。リストに名指しされた後、増大する不寛容に苦しんだ構成員がいたと報告した宗教集団もあった」。「いくつかの集団は、1995年の議会報告書の公表以来、差別を経験してきたと報告した⁽¹⁰⁹⁾」。

(108) U.S. Department of State, *Annual Report on International Religious Freedom for 1999: Executive Summary*. 国際宗教的自由報告書はインターネットで公開されている (<http://www.state.gov/g/drl/rls/irf>)。

(109) U.S. Department of State, *Annual Report on International Religious Freedom for 1999: France*.

論 説

フランスがアメリカのこのような批判を苦々しく思っていたことは、ミルスの各年次報告書にアメリカの報告書がかなり大きく取り上げられてきたことから容易に推測できる。⁽¹¹⁰⁾ また、ミヴィルデスが国際関係に配慮するようになったのも、おそらくこれまでのアメリカの姿勢を睨んでいたことであろう。さらに、前述のようなセクト対策の修正も、それまでのアメリカによる批判がその背景となったと考えられよう。

ところで、2002年からのフランスの動きはアメリカの評価を好転させたようである。というのは、2002年以降の国際宗教的自由報告ではフランスに対する批判の記述は少なくなったからである。逆に、2004年報告書からは、フランスに関する記述の中に「宗教的自由の尊重の改善 (improvement)⁽¹¹¹⁾」という表現が見られるようになった。⁽¹¹²⁾ そしてついに2005年報告書は、フランスを名指しする批判をやめ、事実を客観的にのみ記述するようになった。

なお、フランスのセクト対策に対する見方の変化は、2005年9月に国連宗教の自由に関する特別報告者によっても示された。同報告者はセクトのリストの作成など1990年代の措置を宗教の自由を侵すものとしながら、ミルヴィデスが「均衡のとれたアプローチ」を取っていることを評価したからである。⁽¹¹³⁾ こうした事実もフランスのセクト対策が修正されたことを証言する。

(110) MILS, *Rapport 1999, supra*, note 28, pp. 25-27; MILS, *Rapport 2000, supra*, note 29, pp. 18-19; MILS, *Rapport 2001, supra*, note 30, pp. 52-54. ただしミルスは、アメリカの報告書の誤りを指摘するとともに、反論していた。

(111) U.S. Department of State, *Annual Report on International Religious Freedom for 2004: France*.

(112) ただし、報告書の文言では、この評価は、主として、フランスにおいてユダヤ人差別、人種差別の禁止・解消措置がとられたことに対してである。

(113) *La croix*, 3 octobre 2005; *Le monde*, 30 septembre 2005.

結び——セクト対策の展開をどうみるか

(1) 以上にみたことから、1995年から2005年までセクト対策は次のように展開してきたと言えよう。1995年から2002年まで、フランスでは、セクトの危険性をおそれる世論を背景に、セクトの調査、セクト対策の政府組織構築、セクト団体への厳正な法の適用等々対策が講じられ、それが強化された。だが、セクト対策は、国によりセクト団体との戦争に近い雰囲気をもたらすとともに、セクトと指定された団体およびその信者の権利を必要以上に制限したり、権利侵害行為を行わない少数派の集団もセクト団体とみなしたりする弊害を生むことになった。こうした状況への批判が高まったことにより、セクト対策が、2002年にセクト団体と信者の宗教的自由など諸権利と均衡を図るという方向で修正されることになった。

こうしたフランスのセクト対策の展開は、セクト団体が行う権利侵害、公序侵害などの行為に公権力がどう対処するかに関する果敢な試行錯誤の結果であったと言える。こうした見方は、フランスにおけるセクト対策が、それに追隨するわずかな国を除いて、他の国にはみられなかったことを想起すれば頷けよう。いずれにせよ、セクト対策の試行錯誤が、国が、セクトの定義やセクト団体の指定を行うことなく、もっぱら団体の違法行為に対し刑事責任を追及するとともに、被害者救済を支援し、さらに被害の予防措置を行うという結論に至ったことは注目に値しよう。しかも、そうした姿勢の基礎には、セクト団体とその信者の宗教的自由の保障とライシテの原則の尊重がますます強く意識されるようになったようである。だとすれば、フランスのセクト対策の10年間は信教の自由からみて望ましい方向で展開してきたとみてよいであろう。

ただし、ミヴィルデス設置以降のセクト対策の修正は、ミヴィルデス設置デクレ——その規定上はミルス設置デクレとの差異はわずかである

——を除けば、たかだか通達に基づくのみであり、法律はほとんど改正されていない。そのため、セクト対策のあり方は、法律またはデクレの運用にかなり依拠していると言わざるをえない。したがって、ミヴィルデスなどセクト対策組織が実際にどう組織され、どう機能するかに今後とも注意しておく必要がある⁽¹¹⁴⁾。また、セクト団体に関係する諸法律（とくにセクト規制法の諸規定）がどう適用されるかについても同様である。

(2) ところで、フランスにおけるセクト対策の10年間からわれわれは何を学ぶべきであろうか。わが国でもこの10年間、オウム真理教、法の華三法行、ライフスペースなど宗教的団体によるショッキングな事件が続いた。これらの事件をめぐり多くの裁判が提起され、刑事責任が追及されるとともに被害者救済が図られてきた⁽¹¹⁵⁾。しかし、わが国においては、宗教法人法の改正を除き、発生した事件への事後的対応に終始するだけであった。しかも、いわゆるカルト宗教の問題に日本では組織だって対策が行われてこなかった⁽¹¹⁶⁾。このようなわが国からみて、フランスにおける10年間の歩みは、わが国の新興宗教団体をめぐる問題への対処のありかたに多少とも新たな視点を提供してくれよう。

もっとも、セクト団体を指定することなく、違法行為を行う団体のそうした行為に対して国が対策を講じるという、セクト対策の展開により導かれた結論は、日本でも当然視されている。集団が社会の常識からみて奇妙な行動を行っていても、権利または公序を侵害するような違法な

(114) この点、ミヴィルデス本部長ルレが、これまでのミヴィルデスに議員と被害者支援団体が不満であったと述べ、政策変更を示唆したことが気かりである。

Durcissement à la mission de lutte contre les dérives sectaires, *Le monde*, 20 décembre 2005.

(115) 参照、日本弁護士連合会消費者問題対策委員会編『宗教トラブルはいま』（教育史料出版会、2003年）。

(116) 参照、山口広ほか「カルト宗教のトラブル対策——日本と欧米の実情と取り組み——」（教育史料出版会、2000年）226-235頁。

行為を行っていないときには、集団は公権力の規制対象とはなりえないのである。ただし、セクトとみられる集団およびその信者に対し行政が市民的権利・自由を不当に制限することは許されないという今日の理解は、わが国でもこうした事態がまれにみられるだけに、それなりに重要な意味を持つ。

それより注目すべきは、セクト的行為が生ぜしめる権利侵害や公序侵害への法の厳正な適用、そうした行為の被害者への救済、およびそうした被害を予防しようとする姿勢である。しかも、その際に信教の自由との均衡にますます注意が払われていることにも注意すべきである。こうした姿勢にみられる、信教の自由も含め個人の精神的自由や身体的自由など人権保障の高い意識とともにバランス感覚、さらに被害者救済や権利侵害の予防についての国の責務の自覚は、わが国が大いに学ぶべきことであろう。

こうした意識に基づきフランスで行われてきたことには、違法行為を行うセクト集団への厳正な刑事責任追及、被害者の救済・支援といった事後的対応のみならず、予防的措置も含まれる。とくに後者は、セクト的違法行為の調査と警戒、およびセクト被害を防止するための措置、すなわちセクト問題に接する公務員研修・啓発活動などである。これらは、いずれもわが国において皆無に近いか不十分であるだけに注目される。

また、こうした対策において、フランスでは常に、セクト集団につけ込まれやすい精神的な弱者および未成年者の保護に力点が置かれてきたことも、わが国においても大いに考慮されるべきであろう。とくに、信者である両親を持つ未成年者は、セクト集団において教育を受ける権利の侵害など深刻な被害をこうむりやすいだけにそうである。

さらに、フランスで進められてきたセクト対策の組織整備も注目される。具体的には、セクト的違法行為の調査、対策提言、政策調整を行う関係省の連絡組織、行政各部におけるセクト的違法行為に関する情報交

論 説

換対策の連携、民間団体との連携、がそれである。セクト対策は幅広い領域に関わるだけに、いずれもわが国において参考になろう。

もっとも、フランスにおいてセクト対策として講じられたことには、評価できるものばかりではない。この点で指摘できるのは、セクト規制法で導入された無知・脆弱状態不当濫用罪規定である。すでに詳しく述べたように、その規定は重要な点で不明確さがあるので、安易に模倣されるべきではない。この規定は幸いなことに今日のところ頻繁に適用される状況にはないが、今後どうなるかを見守る必要があるだろう。